

大阪府立槻の木高等学校 生成AI活用ガイドライン

1. 活用の目的

生成AIを活用する能力は、これからの情報社会において必要な能力である。生徒の学習活動や教職員の校務を支援する強力なツールとして、教科「情報」をはじめ、生成AIの活用が有益と考えられる教科・単元において導入を進めていく。

生徒の資質・能力の育成、教職員による効率的な資料・教材作成や校務の効率化を図るなど、働き方改革の一環として取り組む。ただし、活用に際しては安全性を考慮した適切な運用を確保するため、以下のガイドラインを遵守すること。

2. 生徒による生成AIの利用について

- ・**教員の監督下での使用**：授業中に生成AIを利用する際は、必ず教員が利用方法や目的を明確にしたうえで、指導・監督する。
- ・**個人情報の保護**：名前や写真などの個人情報をAIに入力しないよう、個人情報とプライバシーを守るよう指導する。
- ・**保護者の同意**：生徒が生成AIを使用する前に、使用目的や方法、プライバシーの保護について説明したうえで、生成AI提供事業者による最新の利用規約に沿って、保護者から利用同意書を取得する。
- ・**生成結果の確認**：AIが生成した文章や課題は、生徒自身が内容を確認・検証し、教員も教育的観点から適切性を判断する。また、生成物が著作権を侵害していないかの確認を行う。
- ・**学習支援としての活用**：AIはあくまで、補助的なツールであり、生成物は「参考の一つ」であること、「最適解とは限らない」ことを理解したうえで、学習支援目的で活用する。課題やテストの解答をAIで不正に生成したり、不適切な内容の生成につながらないように十分指導する。

3. 教職員による業務利用について

教職員は、大阪府立学校教職員向け生成AI利用ガイドライン(令和8年4月1日施行)に基づき、適切に活用すること。

4. 備考

この生成AI活用ガイドラインは、AIの進歩とともに適宜見直しを行う。